

商業サービス契約 利用規約

この度は、「デュアルスクリーンデバイス向けの MICROSOFT 拡張ハードウェアサービス」をご購入いただき、誠にありがとうございます。請求の際に必要なとなりますので、この重要な利用規約書（「本サービス契約」または「本契約」）と購入証明書を一緒に安全な場所に保管しておいてください。本契約に記載されている情報は、お客様が権利を有する本契約の内容または保険によって保証される内容をお客様が判断および理解するために重要な、参考資料となります。本契約書に記載されている情報、またはお客様の保証内容全般に関するご質問は、管理者までお問い合わせいただくか、<https://support.microsoft.com> を参照してください。

定義

本契約全体を通じて、以下の太字や強調された用語の意味は、次に定めるとおりです。

- 「偶発的な損傷」：取り扱以上の偶発的な損傷を意味します。例えば、保証対象製品を意図せずに落下させたり、液体をこぼしたり、画面の破損に関連して生じる損傷などを意味します。
- 「管理費」：本契約に基づき保護されるサービスに対して、請求ごとに、お客様が支払う必要のある金額です。（必要な場合）
- 「故障」：保証対象製品の機械的および/または電気的な故障であって、通常の製品使用中に発生し、意図された機能を実行できなくなるような故障を意味します（材料や製造上の欠陥を含みますが、通常の摩耗は含みません）。
- 「請求」：本契約に従った故障に対する補償に関連する、お客様が本契約に基づいて行う修理または交換の要求を意味します。
- 「保証対象製品」、「製品」：本サービス契約の対象となる、お客様が購入された Microsoft Surface、デュアルスクリーンシリーズデバイスを意味します。
- 「責任限度額」：本契約の下で、契約期間中になされるいずれか1つの請求およびその合計に関する最高責任限度額を意味します。
- 「メーカー」、「Microsoft」：本製品の純正部品の製造元であり、本サービス契約の管理者でもあります。ウェブサイト：www.microsoft.com
- 「購入時価格」：お客様の購入証明書に記載された、適用される税金および手数料を除く、お客様が保証対象製品に対して支払った金額を意味します。
- 「プラン」：お客様が選択・購入された、本サービス契約に基づく具体的な「保証プランオプション」であって、お客様の購入証明書で確認されたものを意味します。
- 「購入証明書」：サービス契約と製品が購入された日、契約期間、および具体的な保証プランオプションが確認できる、販売時に提供された購入領収書の原本を意味します。
- 「修理」：保証対象とされる故障の後、お客様の保証対象製品を修理、修復、または健全な機能状態に回復させるために当社が行う行為を意味します。保証対象製品の修理に使用される部品は、純正製品の工場出荷時の仕様を満たす、新品、中古品、修復品、または非オリジナルメーカー品である場合があります。
- 「交換」または「代替品」：対象製品が修理に適さない当社が判断した場合に、当社の取り決めによりお客様に提供される製品を意味します。当社は、保証対象製品を、同等または類似の特徴および機能を持つ新品、再生品、または修復品と交換する権利を有します。当社は、代替品が以前の保証対象製品と同一のモデル、サイズ、寸法、または色であることを保証しません。
- 「販売店」：お客様に本契約に基づいて製品を販売することを当社が認定した販売店を意味します。
- 「本サービス契約」、「本契約」：当社の販売店からの購入完了時にお客様に提供された、デュアルスクリーンデバイス向けの Microsoft Complete プログラムのすべての保証条項、条件、除外事由および制限事由を詳細に記載した本文書を意味します。
- 「契約期間」：お客様の購入証明書に記載された、本契約の条項が有効な期間を意味します。
- 「当社」、「プロバイダ」、「管理者」：サービス契約プロバイダとして本契約に基づくサービスを提供し、サービス契約管理者として本契約に基づく管理を行うことが義務づけられた契約当事者、すなわち日本マイクロソフト株式会社（所在地：〒108-0075 東京都港区港南 2 丁目 16 番 3 号品川グラウンドセントラルタワー）を意味します。
- 「お客様」、「お客様の」：本サービス契約で対象とされる製品の購入者や所有者を意味します。

テリトリー

本サービス契約は、日本国内でのみ有効で、日本国内でのみ購入できます。

本サービス契約期間：保証の発効日

- 故障に対する保証は、メーカーの純正部品または工賃の保証が終了した時点で開始し、お客様の購入証明書に記載されているお客様の契約期間の残存期間、または責任限度に達するまでのいずれか早い期間の間継続します。

製品の適格性

本契約に基づく保証を利用するためには、製品が次の条件を満たしている必要があります。(a) 適格な Microsoft デュアルスクリーンデバイスであること、(b) Microsoft または正規販売店から購入されたものであること、(c) 最低 12 ヶ月間のメーカー保証が付いていること、(d) Surface Hub 製品でないこと。

保証内容：一般

上述の契約期間内に、当社独自の判断において保証対象の請求が生じた場合、本契約上、(i) 保証対象製品の修理に必要な工費あるいは部品を提供し、(ii) 当社独自の判断により、かかる修理の代わりに対象製品を交換し、(iii) お客様のプラン内容（「保証内容」、「保証範囲」）に詳細が記載されている場合には、保証対象製品を交換します。詳細は、お客様のプランに適用される「保証プランオプション」のセクションを参照してください。

本契約に基づく保証内容に関する重要な通知

- A. 当社がお客様に代替品を提供する場合、以下のいずれかまたはすべてが該当する場合があります。
- ▶ 当社は、欠陥のある製品を、同等または類似の特徴および機能を持つ新品、再生品、または修復品と交換する権利を有します。代替品は以前の製品と同一のモデル、サイズ、寸法、または色であるとは限りません。
 - ▶ 技術の進歩により、結果的に、以前の製品よりも低い小売価格または販売価格の代替品となる場合があります。この場合であっても、本契約に基づき、お客様に対して価格差に基づく補償がなされることはありません。
 - ▶ 本契約の規定に基づき交換されたいずれか、またはすべての製品の部品、構成部品、またはユニット全体は、その全体が当社の所有物となります。
- B. 本契約に定める保証内容は、有効なメーカー保証期間内において、何らかの保証に代わるものではなく、かつ、重複した保証を提供するものではありません。当該期間中、メーカー保証の内容は、専らメーカーの責任であり、メーカーがその義務を果たす能力があるかどうかにかかわらず、本契約の対象外となります。
- C. 本契約に基づく保証内容は、お客様の契約が適用される本書に記載されているものに限定されます。本書に明示されていない事項は、保証の対象外です（これには、Microsoft または Microsoft の指名した者が別途提供するトレーニングサービスを含みますが、これに限定されるものではありません）。
- D. お客様の責任：すべてのソフトウェアまたはデータの定期的なバックアップは、お客様の責任で行っていただきます。特に、本契約に基づき保証されるサービスを開始する前にはバックアップをお取りください。ソフトウェアまたはデータの転送または復元サービスは保証対象外です。

管理費

「保証プランオプション」セクションのプランの説明を参照し、このプランの保証内容に対して管理費を支払う必要があるかどうかを確認してください。

保証プランオプション

（お客様の購入証明書に記載されており、お客様に該当する場合）

保証内容の概要は次のURLからご覧いただけます。 www.microsoft.com/surface/business/extended-service-warranty

購入時に、本契約では、以下の条件に基づき、上述の「保証内容：一般」で記載された保証内容を提供します。

保証の対象項目：Surface デュアルスクリーンデバイスと、接続コードの付いた付属の電源ユニットは、Microsoft が単一のオールインワンパッケージで純正に提供したものである場合、本契約の保証対象となります。

- ▶ 注意：Surface デュアルスクリーンデバイスにマウスとキーボードが含まれるのは、それらが Microsoft によって単一のオールインワンパッケージで純正に提供された場合のみです。
- ▶ 注意：明示的に除外される品目：デジタルペン、キーボード、マウス、およびアドオンアイテムは、本契約の保証の対象外です。（これらが Microsoft によって単一のオールインワンパッケージで純正に提供されているかどうかを問いません）。

管理費

契約に基づき、管理費を支払う必要はありません。

責任の限度

契約期間中、当社が支払うべき累積額の上限（「累積限度額」）は、お客様の製品の当初の購入価格を超えないものとします。この累積限度額に累積される修理及び交換限度は、次のように分類されます。

故障に対する補償請求：

- 累積修理限度：保証対象製品の当初の購入価格相当額に達するまでは、お客様の保証対象製品の修理は無制限です。この累積修理限度額に達した場合、当社の義務は履行されたと思われ、お客様のプランに基づく保証は終了します。
- 交換制限：保証対象製品を修理できないと当社が判断した場合、お客様の対象製品の交換は最大1回まで行われます。お客様の製品が、故障（例えば、機械的・電氣的故障による故障）を理由として既に1度交換された場合、故障に対する保証にかかる当社の義務は履行されたものとみなされ、お客様のプランに基づく故障の保証内容は終了します。

この「デュアルスクリーンプラン」に基づく先行交換：当社が交換を選択する場合、当社は先行交換サービスを提供させていただく場合があります。当社が先行交換サービスを提供する場合、当社は、欠陥製品を受領する前に、お客様に代替品をお届けします。引き換えに、お客様は、代替品の受領確認後10日以内、または弊所と合意した期間内のいずれか長い期間内に、欠陥製品を当社に返送しなければなりません。必要な、または合意された期間内に欠陥製品が当社に返送されない場合、お客様に代替品のメーカー希望小売価格に相当する不返品費用を請求させていただきます。

代替品の保証：本プランに基づき提供された代替品は、自動的に本契約の規定において言及される「保証対象製品」とみなされ、お客様の現行の契約期間の残り日数の間、当該代替品の保証は継続します（ただし、お客様の現行の契約期間に残り日数があり、責任限度に達していないことを前提とします）。交換によってお客様の現行の契約期間が延長されることはありません。

配達場所

すべての保証請求について、本契約では、管理者によって指定された配達場所への前払配送、および登録されたお客様の住所へ、影響を受けた製品の修理製品（または代替品）の配送がなされます。

責任の限度

「お客様のプラン」に該当する「保証プランオプション」に記載された事項に加えて、当社または販売店は、偶発的または結果的な損害（(i) 定義された故障または偶発的な損傷、その他の定義されていない機械的・電氣的故障、Microsoft あるいはその関連会社が別途提供するトレーニングサービスに起因する物的損害、時間の喪失、データの消失、または逸失利益、保証対象製品の、または保証対象製品に関連するその他の種類の損害（保証対

象製品に関連して使用される対象外の機器を含みますが、これに限定されません)、(ii) 何らかの理由による保証対象サービスの提供の遅延、またはサービスの提供不能、(iii) 部品や構成部品が入手できないこと、(iv) サードパーティのスタンド、台、カスタマイズされた装着用くぼみなど、保証対象製品に適合するようにカスタマイズされた付属品に関連してお客様が負担した費用、あるいは(v) 以前の保証対象製品とは異なるモデル、サイズ、寸法、または色の代替品、を含みますが、これらに限定されません) について責任を負いません。保証対象製品または本契約の規定に基づき提供された代替品の操作、保守または使用に起因する物的損害または死傷について、当社は一切の責任を負いません。当社は、製品に固有の欠陥を含む、お客様に知られている一切の既存欠陥(「一般的な除外事項」で定義される通り)について一切の責任を負いません。

保護対象外：除外事項の詳細

本契約において、以下に関連する、または以下に起因する請求に保証は及びません。

- (a) お客様の下で発生した、またはお客様に知られている既存欠陥(「既存欠陥」とは、本契約を購入する前に既に存在していた製品に関する損傷や欠陥を意味します)。
- (b) お客様またはお客様の代理人による不適切な梱包および/または配送により、配送中に製品が損傷した場合(配送時の製品の不適切な固定を含みます)。
- (c) 一切の間接的な損失((i) 定義された故障または偶発的な損傷、その他の定義されていない機械的・電気的故障、Microsoft またはその関連会社が別途提供するトレーニングサービスに起因する物的損害、時間の喪失、データの消失、または逸失利益、保証対象製品あるいは保証対象製品に関連するその他の種類の損害(保証対象製品に関連して使用される対象外の機器を含みますが、これに限定されません)、(ii) 何らかの理由による保証対象サービスの提供の遅延、またはサービスの提供不能、(iii) 部品や構成部品が入手できないこと、(iv) サードパーティのスタンド、台、カスタマイズされた装着用くぼみなど、対象製品に適合するようにカスタマイズされた付属品に関連してお客様が負担した費用、または(v) 以前の保証対象製品とは異なるモデル、サイズ、寸法、または色の代替品、を含みますが、これらに限定されません)。保証対象製品または本契約の規定に基づき提供された製品または代替品の操作、保守、または使用に起因する物的損害または死傷について、当社は一切の責任を負いません。
- (d) 当社が認定したサービス技術者以外の者が行った、またはメーカー仕様に従わずに行った改造、調整、変更、操作、修理。
- (e) 凍結、過熱、錆、腐食、反り、曲げによる損傷。
- (f) 通常の摩耗、または偶発的な損傷。
- (g) 損害または障害をもたらす有害で、損傷を及ぼす、悪意のある、無謀な、あるいは攻撃的な方法による製品の故意による取扱い。
- (h) ソフトウェアウィルスまたはその他のソフトウェアの動作不良に起因する、お客様の製品の損傷または故障。
- (i) 紛失、盗難、悪意のあるいたずら、または消失。
- (j) 暴動、原発事故、戦争・敵対行為または放射能汚染、環境条件、気象条件あるいは自然の危険への曝露、倒壊、爆発または他の物体との衝突、火災、あらゆる種類の降水または湿度、雷、土砂または煙、原発事故、放射能汚染、暴動、戦争・敵対行為、政府の行為、インターネットその他の電気通信の障害などの不可抗力。
- (k) メーカーの仕様書や指示書に記載された条件に従わず
- 、メーカーが推奨する製品の保守、操作、保管を実践しないこと。
- (l) 保証、または設計や部品の欠陥、不適切な構造、メーカーのミスを修復するためのメーカーのリコール、保証、再作業の対象となる製品(メーカーが当該修理の費用を負担する能力があるかを問いません)。
- (m) シリアルナンバーが削除または変更されている製品。
- (n) お客様の製品に生じた傷、引っかき傷、へこみなどの外観上の損傷(原因を問いません)。ただし、そのような外観上の損傷により機能が損なわれる場合を除きます。
- (o) 通常の定期的または予防的な保守、調整、修正またはサービス。
- (p) 付属品や周辺機器(取外し可能なキーボード、デジタルペンなど)、または取付品。
- (q) 製品の純正のメーカー保証で保証されていない構成部品の費用、または動作しないか動力を伴わない部品の費用(プラスチック部品、付属ケーブルなどのその他の部品、電池(本契約に別段の記載がある場合を除きます)、コネクタ、コード、ヒューズ、キーパッド、プラスチックの本体または成形品、スイッチ、配線を含みますが、これらに限定されません)。
- (r) 製品の操作、保守または使用に起因する物的損害または死傷に対する責任または損害。
- (s) 消耗品であることが意図されているアイテムの故障により発生する費用。
- (t) 購入証明書が提出されずになされた保証請求。ただし、当社が本契約上の保証を認める場合は除きます。
- (u) ソフトウェアやデータの復元、またはお客様の製品からのデータの取り出しを目的とした保証請求。
- (v) コンピュータ、コンピュータシステム、コンピュータ・ソフトウェア・プログラム、悪意のあるコード、コンピュータウィルス、プロセス、またはその他一切の電子システムに害を与える手段として使用、操作することに直接的または間接的に起因する、またはそれに寄与する、あらゆる損失、損害、責任、または費用。
- (w) 本契約に基づく請求または補償は、当該保証の提供、当該請求の支払い、または当該特典の提供が、国連決議、または欧州連合、英国、もしくは米国の貿易・経済制裁、法律、規制に基づく制裁、禁止、制限に当社をさらすことになる範囲内で行われます。

お客様は、すべてのソフトウェアおよびデータを定期的に、また、修理を開始する前にバックアップする責任を負います。本契約は、ソフトウェアやデータの復元、またはお客様の保証対象製品からのデータの取り出しを保証するものではなく、当社は、お客様に提供され得る代替品に当該ソフトウェア等を転送することはできません。いかなる場合も、ソフトウェアやデータの復元、または製品からのデータの取り出しについて、当社は一切の責任を負わないものとします。

お客様の製品について、本条に基づき保証の対象外とされた事象が発生した場合、またはサービス事故でも当社の正規の修理業者から「問題なし」の診断を受けた場合、お客様は当該サービスに関連するすべての費用を負担するものとします。これには、送料および現地での一切の修理費用が含まれます。

請求方法

重要：保証請求を提出したとしても、それは、お客様の製品の故障がお客様のサービス契約に基づき保証対象となっていることを自動的に意味するものではありません。保証請求が考慮されるためには、お客様はまず、お客様の製品の問題を初期診断するために当社に連絡する必要があります。許可されていない修理を行った場合、本契約に基づきいかなる保証も適用されません。

サービスを受ける場合、購入証明書をお手元にご用意の上、<http://support.microsoft.com/gp/customer-service-phone-numbers>に記載されている電話番号にお電話いただくか、<https://support.microsoft.com>にアクセスし、オンラインウェブサポートを受けてください。当社の正規代理店は、お客様が製品に関して経験されている問題の詳細を速やかに入手し、まず電話または遠隔操作で状況の解決を試みます。電話や遠隔操作で問題を解決できなかった

った場合、当社は、**お客様**に対して、**請求保証サービス**リクエスト番号と、**お客様**が**お客様の製品**向けのサービスを受けるための詳細な手順を提供します。

当社の指示がない限り、**製品**を**販売店**に持ち込んだり、**返品**したり、**どこかに発送**したりしないでください。**お客様**が**最寄り**の正規の修理業者または**販売店**に**製品**を持ち込むこと、または、どこか（正規の物流センターなど）に**製品**を郵送することを**当社**から**お客様**が依頼された場合、**製品**の他に以下のものをすべて**同梱**するようにしてください。

- (1) 欠陥のある**製品**
- (2) **購入証明書**のコピー
- (3) **お客様**が**製品**に関して経験している問題に関する簡単な説明文
- (4) **当社**が**お客様**にお渡しした**お客様の請求サービス**リクエスト番号を目立つように記載したもの

注意：**当社**が**お客様**に**製品**をどこかに郵送することを依頼する場合、**当社は製品**の郵送方法について具体的な指示を**お客様**に提供します。郵送サービスの場合、**お客様**が**当社**の指示にすべて従っていただければ、**お客様の所在地**までの往復の送料は**当社**が負担します。**お客様**や**お客様の正規の代理人**による不適切な梱包によって生じた配送料や損害について、**当社は一切の責任を負いませんので、製品の配送・出荷には十分注意**してください。

保証は、**当社**によって認定された修理業者、**販売店**、または**物流センター**によって実施される、**正規のサービス**に対してのみ提供されます。承認された請求期間中に**お客様の契約期間**が満了した場合、**本契約**に基づく**故障補償**は、承認された進行中の**請求**が**本契約**の条件に基づいて完全に履行される日まで延長されます。

更新可能性

お客様の契約期間が満了した後、**当社は、お客様の保証内容**を更新するオプションを提供する場合があります。**当社**が**お客様の保証内容**の更新を申し出る場合、更新の見積価格には、**お客様の製品の寿命**と更新時の一般的な**代替品費用**が反映されます。

移管可能性

本契約に基づく**保証内容**は、他の当事者または**製品**に移管することはできません。

解約

お客様の解約権

お客様は、下記の連絡先宛に**当社**に解約依頼を通知することにより、いつでも**本契約**を解約することができます。

契約の解約に関する**当社**への通知は以下までお願いいたします。日本マイクロソフト株式会社、所在地：〒108-0075 東京都港区港南2丁目16番3号品川グランドセントラルタワー、電話番号は下記の**当社**のウェブサイトに記載されています <http://support.microsoft.com> 電子メール（msepsbus@microsoft.com）でお問い合わせいただくこともできます。

本契約に基づく購入日から45日以内に**お客様**から解約の申し出があった場合、その期間中に保証請求がなかった場合に限り、**お客様**が**本契約**に対して支払った代金を100%返金します。

本契約の購入日から45日経過後に**お客様**から解約の申し出があった場合、その期間中に保証請求がなかった場合に限り、**お客様**が**本契約**に対して支払った代金を日割りで返金します。

当社の解除権

当社が**本契約**を解除する場合、**当社は解約の効力発生日の30日前までにお客様**に書面で通知します。当該通知は、**当社**に登録されている**お客様のメールアドレス**（電子メールまたは郵送のいずれか）に送られ、解約の理由と発効日が記載されます。**当社**が**本契約**を解除した場合、**お客様**には上記と同様の基準で日割り計算による返金が行われ、キャンセル料は発生しません。

当社が解除できるのは、以下の理由に限られます。

- (a) **お客様**による**契約代金・手数料の不払い**
- (b) **お客様**による意図的な**不実表示**
- (c) **製品**またはその使用に関連して、**お客様**が**契約**に基づく義務に著しく違反した場合

苦情手続

当社は、お客様に一流のサービスを提供することを常に念頭に置いています。ただし、サービスに満足いただけない場合は、<http://support.microsoft.com> に掲載されている電話番号より**当社**の担当者にお知らせいただくか、電子メール（msepsbus@microsoft.com）でご連絡ください。

当社は、当社が**お客様の苦情**を受けた日から5営業日以内に返信いたします。（詳細な調査が必要であるなどの理由により）**お客様**にこの期間内に完全な回答をすることができない場合、**当社は、お客様**に**苦情**に関する対応状況を説明し、いつ**お客様**が完全な回答が得られるか、および誰から回答が得られるかを記載した中間回答を**お客様**に提供します。ほとんどの場合、**お客様の苦情**は、4週間以内に解決されます。

プライバシーとデータの保護

データ保護

当社は、現在のデータ保護法（以下、「法律」）に従って、**お客様のプライバシー**を保護し、尊重することをお約束します。法律の目的上、データ管

理者は **Microsoft** です。以下は、**当社**が**お客様**の個人データを処理する主な方法の概要です。詳細については、**当社**のウェブサイト Microsoft.com/privacy をご覧ください。

お客様の個人データの使用方法と共有先

当社は、**お客様**について**当社**が保有する個人データ（識別されたまたは識別可能な自然人に関連する情報）を以下の方法で処理します。

- **保証請求**の取扱いおよびそれに関連する目的のため。これには自動化された手段による決定が含まれる場合がありますが、これは**当社**と**お客様**との間の契約の履行のためです。
- 調査または統計の目的のため。これは**当社**の正当な利益のためであり、**当社**が過去の活動を分析し、評価アルゴリズムを改善し、将来のビジネスへの影響を予測するのに役立て、商業的利益を促進し、製品提供を強化し、新しいシステムとプロセスを開発し、日本以外の法域において法的義務を果たすためです。
- **お客様**が**当社**に求める情報、製品、サービス、または、**お客様**が興味を持つと**当社**が判断した情報を、**お客様**に提供するため（ただし、後者の情報の場合は当該目的のために**当社**が連絡することにお客様が同意した場合に限り）。
- **当社**のサービスの変更について**お客様**に通知するため。これは**当社**の法的および規制上の義務のためです。
- 詐欺、マネーロンダリング、テロリストの資金調達を防止、一般的な法律上または規制上の義務を果たすため。これは、日本を含む法域における**当社**の法律上および規制上の義務を果たすために必要です。

お客様の個人情報の開示

当社は、**お客様**の個人情報を、**当社**への製品あるいはサービスの提供に関与する第三者、または**当社**に代わってサービスを提供するサービスプロバイダーに開示することがあります。これには、グループ会社、販売代理店、第三者管理者、保険会社、信用機関、不正検出機関、弁護士、会計士、規制当局、および法律で要求される機関が含まれます。

お客様の権利

お客様には以下の権利があります。

- a) **ダイレクトマーケティング**を目的とした**お客様**の個人データの処理に対して、いつでも異議を唱えることができます。
- b) 処理が**当社**の正当な利益に基づいている場合、**お客様**の個人データの処理について異議を唱えることができます。
- c) **当社**が管理している個人データにアクセスし、そのコピーを入手し、個人データがどのように、どのような理由で処理されているかについての情報を得ることができます。
- d) **お客様**は、**お客様**の個人データの削除を要求することができます。
- e) 不十分なデータ、不完全なデータ、不正確なデータの更新や訂正を要求することができます。
- f) **お客様**のデータの処理を制限することができます。
- g) 構造化された、一般的に使用されている、機械で読み取り可能な形式で**お客様**の個人データを**お客様**に提供するように**当社**に依頼するか、他のデータ管理者に直接「移行」するように**お客様**から依頼することができます。ただし、いずれの場合も、処理が**お客様**の同意または**お客様**との契約の履行に基づいており、処理が自動化された手段で行われる場合に限り。
- h) 現地のデータ保護当局に苦情を申し立てることができます。
- i) **お客様**の同意に基づいて処理が行われている場合、**お客様**はいつでも同意を撤回することができます。ただし、同意撤回前の同意に基づく処理の合法性に影響が及ぶことはありません。

保持

お客様のデータが必要以上に長く保持されることはなく、**当社**のデータ保持方針に基づいて管理されます。ほとんどの場合、保持期間は、**本契約**または**お客様**とのビジネス関係が終了してから10年間となります。ただし、**当社**が業務上、法律上、または規制上の要件により、より長期間データを保持する必要がある場合はこの限りではありません。

当社による**お客様**の個人データの使用についてご質問がある場合は、データ保護責任者にご連絡ください。住所の詳細については、ウェブサイト Microsoft.com/privacy をご覧ください。

一般規定

1. **再委託、譲渡****当社**は、**当社**の義務の履行を第三者に委託または譲渡することができますが、その際、**お客様**に対する**当社**の義務は免除されません。
2. **権利放棄、分離可能性**いずれかの当事者が**本契約**のいずれかの条項について他方当事者による履行を要求しなかった場合であっても、その権利に影響が及ぶことはなく、その後いつでも当該履行を要求する完全な権利を有します。また、**本契約**の条項の違反に対するいずれかの当事者による権利放棄が、当該条項自体の権利放棄とみなされたり、判断されたりすることはありません。これらの利用規約のいずれかの条項が適用法の下で執行不能または無効になる場合、または該当する裁判所の判断によってそのように判示される場合であっても、そのような執行不能または無効な状況によって、これらの利用規約全体が執行不能または無効になることはありません。当該規定は、適用法または適用される裁判所の判断の範囲内で、そのような執行不能または無効な規定の目的を最もよく達成するように変更および解釈されます。
3. **通知****お客様**は、**お客様**が**当社**に提供した電話番号、住所、またはメールアドレスに、**当社**がいかなる目的であれ連絡を取ることができることに明示的に同意します。**本契約**に関連するすべての通知または要求は書面で行われなければならないが、それは、郵便、メール、テキストメッセージ、または一般に認められている翌日宅配便を含む合理的な方法で送付することができます。**お客様**への通知は、**お客様**が**当社**に提供したメールアドレスで**お客様**に送信されたとき、または**お客様**が提供した住所に郵送されてから7日後に、到達したものとみなされます。
4. **法律****本契約**の準拠法は日本法であり、日本の裁判所は、**本契約**の当事者間の紛争を審理する非専属的な管轄権を有するものとします。

完全合意

本サービス契約（購入証明書、条件、制限、例外、除外を含みます）は、**当社**と**お客様**との間の完全な合意を構成し、法律で義務付けられている場合を除き、**本契約**に定められていない、いかなる表明、約束、条件もこれらの条項を修正するものではありません。

Microsoft、**Surface**、および**Xbox**は、**Microsoft** グループ企業の商標です。